

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日南福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年11月14日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、積極的に取り組み、改善が図られていた。
- ・ 専門家（税理士法人）の活用により、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている。
- ・ 利用者からの意見・要望については、些細なことでも拾い上げ、法人内で共有が図られている。また、法人の発行する広報誌にも要望事項とそれに対する対応状況を掲載し、利用者へも周知をしている。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>評議員、理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>（法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1（5）、（6））</p>	<p>「欠格事由及び特殊の関係にある者に対する申立書」の提出を求め、現任の評議員、理事及び監事について確認を行った。</p>
2	<p>収益事業区分のかすみ荘委託事業拠点区分とたんぼぼの家委託事業拠点区分の拠点区分貸借対照表の現金預金がマイナスで計上されていた。</p> <p>法人単位貸借対照表はプラスになっていることから、他の拠点区分の現金預金がこれらの拠点区分へ流用されているものと推察される。</p> <p>については、会計年度末における事業区分間及び拠点区分間の貸借取引の残高は、事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）または事業区分間及び拠点区分間長期貸付金（長期借入金）として計上し、事業区分間貸借対照表内訳表及び拠点区分間貸借対照表内訳表において</p>	<p>あかねの郷拠点区分よりかすみ荘委託事業拠点区分とたんぼぼの家委託事業拠点区分それぞれに拠点区分間長期貸付金（長期借入金）として計上し、拠点区分貸借対照表の現金預金マイナスの是正を行う。</p>

	<p>相殺消去し、事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書または事業区分間及び拠点区分間長期貸付金（長期借入金）残高明細書に記載すること。</p> <p>また、当該現金預金の流用が、特別養護老人ホームなどの拠点区分の施設報酬を主たる財源とする資金を繰替使用している場合、当該資金を収益事業へ一時繰替使用することは差し支えないが、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならないので留意すること。</p> <p>（会計省令第8条、運用上の取扱い4、25（1）、老発第188号第2の3（4））</p>	
3	<p>虹の郷拠点区分貸借対照表のソフトウェアが0円になるまで減価償却されていなかった。</p> <p>については、ソフトウェア等の無形固定資産は、残存価額をゼロとし、全額が償却できるものであるので留意すること。</p> <p>（留意事項17（2）ウ、経理規程第55条第3項）</p>	<p>虹の郷拠点区分の貸借対照表のソフトウェアの減価償却について、残存価額がゼロになるよう全額処理を行う。</p>